

共和中学校 同窓会会則

総 則

- 第1条 本会は、共和中学校同窓会と称し、本部を共和中学校内に置く。
- 第2条 本会は、会員相互の親睦を援助し、共和中学校の発展に協力することを目的とする。
- 第3条 本会員は、共和中学校を卒業した者とする。ただし、本校に在籍した者で本会に賛同する者は入会を認める。

役 員

- 第4条 本会は、次の役員を置く。
- 本部役員
会長1名 副会長2名 書記2名 会計2名 会計監査2名
- 運営委員
本部役員及び各期2名（卒業年次、生徒会正副会長・その他適任と認められる者）
- 第5条 名誉会長は、現母校校長を推薦する。
- 第6条 本会役員の任期は、5年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第7条 本会役員の選出方法は、前期役員の推薦により総会で承認することとする。
- 第8条 任期中、会長に事故ある時は、副会長がこれを代理する。また会長が本部役員中に補充の必要を認める時は、会員中よりこれを委嘱することができる。
- 第9条 本部役員会・運営委員会は、会長が必要に応じて開くこととする。

総 会

- 第10条 本会は、必要に応じて開くこととする。ただし、開催は、運営委員会の決議を経て行う。
- 第11条 総会の決議は、会員の出席総数の過半数をもって決する。

事 業

- 第12条 本会は、母校情報を会員に伝える手段を講じる。
- 第13条 本会は、母校の学校活動に、会費より援助を行う。
- 第14条 本会は、同窓会名簿の管理、運用を行う。

会 計

- 第15条 本会を運営するための経費は、会員の入会金をもってあてる。
- 第16条 入会金の金額の変更については運営委員会で審議し、その承認を得なければならない。
- 第17条 入会金については、1名あたり500円を納入する。

改 正

- 第18条 本会会則を変更する場合は運営委員会で審議し、総会で承認を得る。承認までの臨時処理は運営委員会の権限をもってする。
- 第19条 会計監査は必要に応じて行い、総会にて報告をする。

付 則

- 第1条 本会の会員で住所を変更した場合は、速やかに本部に連絡することとする。
- 第2条 本則は、昭和58年4月より効力を発する。
- 第3条 本則は、平成16年4月に一部改正する。

細 則

- 第1条 顧問は現母校の職員があたる。
- 第2条 顧問は会計処理、及び名簿管理・助言等の補佐をする。

